

人人労第 1 0 1 号
令和 4 年 3 月 1 8 日

各部局長 殿

理事（人事担当）
平 井 明 成

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「国立大学法人京都大学教職員の
在宅勤務に関する規程」第 4 条第 2 項の適用について（通知）

このたび、国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程（令和 3 年達示第 6 1 号。以下「在宅勤務規程」という。）の制定により、在宅勤務を令和 4 年 4 月 1 日から正式な制度として位置付けたところであり、その第 4 条に在宅勤務の実施事由を定めたところですが、同条第 2 項において、重篤な感染症の発生に関し、教職員の生命の危険回避及び大学の機能維持のため、特に必要であると認めるときは、大学が教職員に在宅勤務を命じることがある旨、規定したところです。

つきましては、令和 4 年 4 月 1 日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする在宅勤務については当該条項を適用することとし、その取扱いについては下記のとおりとします。

なお、これに伴い、令和 3 年 5 月 1 3 日付人人労第 2 6 号「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる在宅勤務（テレワーク）について（通知）」は廃止します。

記

1. 対象

- ・本学の機能を維持する上で、部局長が必要と認める場合に在宅勤務を命じるものとし、実施対象は全ての教職員とする。

2. 勤務環境

- ・対象者は、自宅（※）において業務を行うものとし、情報セキュリティの維持及び情報の漏えいの防止の観点から、「在宅勤務時における情報セキュリティ対策の留意事項」に掲げる対策を行わなければならない。

「在宅勤務時における情報セキュリティ対策の留意事項」の掲載場所
情報環境機構 HP:

ホーム > 提供サービス > 情報セキュリティ > 参考資料 >
オンライン講義、オンライン会議、在宅勤務に関するセキュリティ対策について
<http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/ismo/reference/remotework.html>

（※）新型コロナウイルス感染予防の観点から、自宅以外のシェアオフィス等（令和 3 年 5 月 1 3 日付人事担当理事通知「新型コロナウイルス感染症対策のためのサテライトオフィスの開設について」によるサテライトオフィスを除く。）は含まない。

3. 実施日数

- ・週当たりの実施日数に制限は設けない。

4. 在宅勤務中の勤務時間等について

- ・在宅勤務中の所定勤務時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、在宅勤務規程第6条に規定するとおり、大学への出勤時と同様に、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第3条から第5条まで及び第16条から第19条までの定めるところによる。

専門業務型裁量労働制を適用される教職員、管理・監督者及びその他の教職員それぞれに、令和4年3月8日付人労第94号「国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程の運用について（通知）」第6条勤務時間関係に記載の事項に留意すること。

- ・対象者は、実施日の業務内容や進捗状況等について、メール等適宜の方法により、部局長へ報告するものとする。
- ・出勤簿等の表示については次の表のとおりとする。

出勤簿等の表示

就業管理システム利用者			出勤簿利用者		勤務表利用者
日次承認	出張欄	「予定作成」画面 コメント欄	上欄	摘要欄	勤務内容欄
承認者において打刻時刻をもとに始業・終業時間を確認して日次承認を行う	承認者において予め「予定作成」画面より当該日の出張欄を「在宅勤務」へ変更	承認者において予め当該日に「新型コロナ」と記入	在宅	在宅勤務（新型コロナ）R4.○.○、×.×・・・	欄の空いている箇所に「在宅勤務（新型コロナ）」と記入 ※下記記入例参照

※承認者コメント欄には特に記載は要さない。

※勤務表記入例

日付	従業者印 (始業)	勤 務 内 容								監督・命 令者認印	従事者印 (超勤)	
		作 業 内 容	定めら れた勤 務時間	減額 時間	(休憩時間)		超過勤務等					その他
					超過勤務時間		100/100	125/100	25/100			
1	押印 不要	〇〇教務補助 在宅勤務(新型コロナ)	6		(:) (:)						印	
					: :							

※在宅勤務実施日において超過勤務を命じた場合には、「従事者印（超勤）」欄に押印は要さない。なお、超過勤務命令に係るメール等については適切に保管すること。

5. 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

- ・在宅勤務規程第7条に規定するとおり、在宅勤務の実施に伴う個人情報及び情報端末等の取扱いに際して、京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）及び京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）のほか、大学の諸規程を遵守すること。

6. 学外から学内限定のネットワークへの接続方法について

- ・就業管理システムによる始業・終業打刻等、学内限定の情報システムを利用する場合には、VPN接続が必要となるので、接続方法については以下の情報環境機構HPを参照すること。
- ・VPN接続で同時に利用できる数には限りがあるので、利用が終了したら切断し、常時接続は避けること。

(京都大学情報環境機構 HP)

<http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/kuins/vpn/>

7. その他

- ・在宅勤務の実施に伴い発生する光熱費、通信費等の費用は、教職員の負担とする。なお、部局において業務の使用に限定したPCやモバイルルーターの貸与を行う等により職務環境の整備を支援することは差し支えない。
- ・感染した場合に重症化するリスクが高いとされる高齢者、基礎疾患を有する者、妊娠中の者等について、優先的に在宅勤務が実施できるよう配慮すること。

【参照】

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の女性労働者等への配慮について（令和2年4月1日厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000618001.pdf>

- ・派遣職員が在宅勤務によって派遣先と派遣元の間の契約で定めていない場所で勤務する場合、労働者派遣法に基づき、労働者派遣契約の変更が必要となることに留意すること。

本件担当：人事部人事企画課労務・サービス掛 内 線：吉田2074、2058
--